

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律
根拠条項	第13条
処分の概要	監督上必要な命令
法令の定め	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) (監督命令) 第十三条 都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、農地中間管理機構に対し、農地中間管理事業に関し監督上必要な命令をすることができる。
処分基準	過去に処分実績が無く、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。
処分担当課	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号:011-231-4111(内線:27-373))
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号:011-231-4111(内線:27-373))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html)